

越谷市公用車広告掲載に関する基準

〔平成22年2月18日〕
市長 決 裁

(趣旨)

第1条 この基準は、越谷市広告掲載に関する要綱（平成18年告示第243号）に基づき、市が所有する公用車への広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載公用車)

第2条 広告を掲載する公用車は、総務部庁舎管理課が管理する貸出車のうち、次の表のとおりとする。

名 称	車体の形状
貸出 1 号車	バン(ワンボックス型)
貸出 5 号車	バン(ボンネット型)
貸出 6 号車	バン(ボンネット型)
貸出 7 号車	バン(ボンネット型)
貸出10号車	ワゴン(ワンボックス型)
貸出12号車	バン(ボンネット型)
貸出13号車	バン(ボンネット型)

(広告の掲載規格)

第3条 広告の掲載規格は、次の表のとおりとする。

掲載箇所	公用車の片側又は両側側部とする。ただし、ガラス面、灯火類及び「越谷市」表示部分等は除く。
表示面積	各側部1平方メートル以下とする。
掲載方法	広告を印刷したフィルム又はシート等を貼り付ける方法によるものとし、塗装による広告掲載は認めない。

(広告掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は、次の表のとおりとする。

掲載期間の始期	掲載期間
4月から10月まで	年度内の6月以上の期間
11月から3月まで	年度内の3月31日までの期間

2 前項の掲載期間には、広告の掲載及び撤去並びに法令の規定による当該公用車の定期検査等に要する期間を含むものとする。

(掲載する広告数)

第5条 掲載する広告数は、公用車1台につき、1広告主の広告とする。

(広告掲載料)

第6条 広告掲載料は、公用車1台につき、1月当たり5,000円とする。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告掲載申込書には、掲載位置図を添付するものとする。

(広告の掲載)

第8条 広告主は、次に定めるところにより広告の掲載を行うものとする。

- (1) 越谷市屋外広告物条例の規定による許可を受けること。
- (2) 広告の掲載及び撤去は、広告主の負担により行うこと。
- (3) 広告掲載期間経過後は、速やかに原状に復すること。
- (4) 広告の破損修復、維持等に要する費用は、広告主の負担とすること。

(広告掲載料の還付)

第9条 納付された広告掲載料は、原則として還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない事由により市が広告を掲載できなかったときは、掲載できなかった期間に応じて広告掲載料を月単位により還付することができる。

(広告内容)

第10条 広告主は、広告の内容及びデザイン等が公用車のイメージを損なうことのないよう、総務部庁舎管理課と調整しなければならない。

(その他)

第 1 1 条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、平成 2 2 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 2 年 5 月 2 8 日改正）

この基準は、平成 2 2 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 9 年 2 月 2 0 日改正）

この基準は、平成 2 9 年 2 月 2 0 日から施行する。